

7. 「専任の主任技術者」の資格要件について

(1) 「専任の主任技術者」の資格要件について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請・下請に関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該建設工事現場に配置されなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

《公共性のある工作物に関する重要な工事とは》

工事一件の請負金額が3,500万円以上のもので、①国、地方公共団体等が発注する公共的工作物の電気工事、②電気事業用施設、③学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の電気工事をいい、**個人住宅を除いて**ほとんどの電気工事が対象となります。

注 平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました。(P12参照)

《主任技術者になるための資格要件》

一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一で、次のいずれかに該当する者。

- イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、
 - ・高等学校、専門学校専門課程卒業後 実務経験を5年以上有する者
 - ・大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後 実務経験を3年以上有する者
- ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有する者
- ハ. 国土交通大臣が、イ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者（1・2級国家資格者等）

注 専門学校「専門課程」、「高度専門士」、「専門士」の学歴が主任技術者の資格要件として認められるようになったのは、平成28年4月1日からです。

(2) 「専任の主任技術者」の証明書類【証明書類に偽造(形跡を含む)や不足があると受検できません】

主任技術者になるための資格要件を満たし、それ以後に専任の主任技術者としての実務経験が1年(365日)以上ある方は、P2の表中(注4)印がついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。この資格要件で受検する方は、下表の1～5全ての書類が必要です。

1. 専任の主任技術者 実務経験証明書	用紙は(www.fcip-shiken.jp)から入手、あるいは試験研修本部(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。
2. 工事請負契約書(写)	専任の主任技術者として従事した建設工事の契約書の写しで、発注者・受注者氏名印があり、工事の名称、場所、工期、請負代金額等が明示されているもの。
3. 施工体系図(写)	専任の主任技術者として従事したことが確認できるもので、施主から直接工事を請け負った元請の建設会社が作成したもので、工事に携わる全ての業者を記載したものの。 (第1次下請以下が作成したものは不可)
4. 現場代理人主任技術者 選任届等(写)	「受注工事カルテ受領書(コリンズ工事カルテ)」、または「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)」等を代用することもできます。(主任技術者として従事したことが確認できる書類に限る。)なお、現場代理人のみでは主任技術者として認められません。(主任技術者と兼任している場合は認められます。)
5. 建設業許可通知書(写)	所属する建設会社の建設業許可通知書の写しを提出してください。

注 これらの書類(1～5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受検できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

- 主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

- 工事一件の請負金額が3,500万円未満の工事
- 個人住宅に関する工事

※平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました。(P12参照)

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。

また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。